

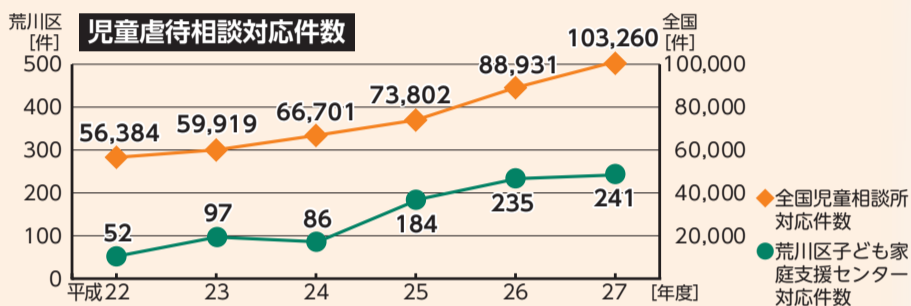
さしのべて あなたのその手 いちはやく

11月は児童虐待防止推進月間です

オレンジリボンには、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています

児童虐待の背景には、貧困や保護者の心身の不調、地域からの孤立等、複合的な原因が挙げられます。児童虐待相談対応件数は年々増加しており、区は安心して子どもを産み・育てられる環境づくりを進め、子どもへの虐待の未然防止、早期発見・対応に取り組んでいます。

申込み・問合せ 子ども家庭支援センター ☎(3805)5523



児童虐待かどうか不明でもご連絡ください

子どもの泣き叫ぶ声が頻繁に聞こえる、不自然なげやあざが見られる等、児童虐待かどうか不明な場合も子ども家庭支援センターや児童相談所（下表参照）に電話をしてください。通報した方の秘密は守られます。

児童虐待とは

保護者から子どもへの次のような行為です。

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、戸外に長時間閉め出す等
- ネグレクト** (養育の放棄・怠慢) 適切な衣食住の世話をせず放置する、未就学児を家に置いたまま外出する、家に閉じ込める・登校させない、同居人による虐待を親が放置する等
- 心理的虐待** 無視・拒否的な態度、言葉による脅し、兄弟間での差別的な扱い、DV（ドメスティックバイオレンス）の目撃等
- 性的虐待** 性的暴行、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする等

子育ての悩みをご相談ください

子育てのストレスや不安から、イライラが高じることは誰にでもあります。ひとりで悩まないで、子ども家庭支援センター等（下表参照）にご相談ください。

また、区内16か所の子育て交流サロン等で、同年代の子どもがいる方と話すことにより、気持ちが楽になることもあります。

相談先一覧

相談先	電話番号	相談日時
子ども家庭支援センター◆	(3805)5523	(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
あらかわキッズ・マザーズコール24	0120(536)883	24時間（年中無休）
児童相談所全国共通ダイヤル	189(いち・はや・く)	
東京都北児童相談所◆	(3913)5421	(月)～(金)午前9時～午後5時
子どもの虐待防止センター	(5300)2990	(月)～(金)午前10時～午後5時 (土)午前10時～午後3時
荒川区子どもの悩み110番◆	0120(136)110	(月)～(金)午前9時～午後5時

※◆は、祝・年末年始等を除く

養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会&コンサート

日時 11月19日(土)午前10時～11時40分
会場 アクロスあらかわ1階多目的ホール 定員 70人(申込順)
託児 1歳以上の未就学児(定員あり(申込順)) 費用 無料

児童虐待防止推進講演会「子どもの権利擁護と地域のかかわり～児童福祉法改正と子ども家庭福祉のこれから」

5月の児童福祉法改正において、体罰禁止を含む「子どもの権利」を明確に位置づけ、家庭支援・地域における支援機能の強化等を提言した、厚生労働省有識者会議委員長の松原康雄氏を講師に迎え、児童福祉のこれからについて考えます。

日時 12月7日(水)午後1時～2時30分 ※開場は午後0時30分
会場 サンパール荒川3階小ホール
対象 区内在住・在勤・在学の方 定員 150人(申込順)
託児 1歳以上の未就学児(定員あり(申込順))
講師 明治学院大学学長・松原康雄氏 費用 無料

児童相談所設置を目指して

児童福祉法改正では、「子どもの権利条約」に基づき、基本理念に子どもが権利の主体であることが明記され、また児童虐待については、発生源から自立支援までの一連の対策の強化、児童相談所や市区町村の体制の強化等が定められました。

今回の改正で、特別区においても児童相談所の設置が可能となり、荒川区では、すべての子どもの幸せを願い、より丁寧に対応していくために、現在、児童相談所の設置に向けた検討を進めています。